

資料 2

子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針の改正等に伴う第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正ページ抜粋

- 網掛け部分が、追加・修正箇所です。
- ページ番号は、前回会議時の資料 2：第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（素案）のページ番号と同じです。

④ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携

町内会や校区社会福祉協議会、校区公民館地域コミュニティ協議会、あいご会、老人クラブなどの活動を支援するとともに、地域福祉ネットワークを推進するなど、地域の活動団体との連携を図り、地域における見守り活動や子育て支援の推進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
みんなの町内会応援事業	地域住民の親睦、相互扶助、福祉など、住みよい地域社会づくりに大きな役割を果たしている町内会の活動活性化及び地域の連帯強化を促進する。
地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの推進	地域福祉支援員が、地域福祉活動への助言などの支援を行い、地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの推進に取り組むとともに、小地域ネットワーク活動の活性化や地域福祉活動団体の連携強化、情報共有化を図る。

【その他事業】

事業名	
・子ども会育成事業[再掲]	・地域ふれあい交流助成事業
・ふれあい子育てサロン事業への協力[再掲]	・市社会福祉協議会補助事業
・コミュニティビジョン推進事業	

⑤ 民生委員・児童委員との協働

民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

また、民生委員・児童委員のさらなる資質向上を目的として研修等を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
民生委員・児童委員活動促進事業	民生委員・児童委員及び地区民生委員児童委員協議会に対して、その活動・運営に必要な費用を交付する。
民生委員・児童委員研修会	援助を必要とする児童や妊産婦等への援助活動のほか、地域における児童の健全育成に努める等の役割を持つ民生委員・児童委員の資質向上と福祉に関する知識習得を目的とした研修等を行う。
要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。

【その他事業】

事業名
・保育所や幼稚園等と小学校との連携の推進

③ **家庭や地域の教育力の向上** **学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上**

~~親子関係の現状や子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の推進を図りながら、家庭・学校・地域が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。~~

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働するとともに、家庭や地域の教育力を高め、社会全体の教育力の向上に努めます。

ア **豊かなつながりの中での家庭教育への支援** **家庭の教育力の向上**

家庭教育に関するさまざまな情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談、専門的人材の養成や父親の家庭教育への参加促進など家庭教育に関する総合的な取組を関係機関と連携して行うとともに、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
家庭教育学級	家族関係や家庭教育の在り方を身に付け、健全な子どもの育成を図ることを目的として、保護者への学習機会を提供するために、開設と運営を市内の各小・中学校に依頼する。
乳幼児期の家庭教育セミナー	幼稚園・保育園（所）と連携し、乳幼児を持つ保護者を対象とした「家庭教育セミナー」の実施を依頼する。
ブックスタート事業	0歳児とその保護者に絵本・絵本ガイド（0～3歳児向け）等を配布し、家庭での読み聞かせを通じて赤ちゃんの言葉と心を育むとともに、家族のあたたかい心の交流を支援する。

【その他事業】

事業名	
・明日の母親と父親のための家庭教育講座	・家庭教育支援員の養成研修への派遣
・家庭教育に関するプラザ講座の開設	・絵本ガイド配付
・親子読書教室や読み聞かせ講座の開催	・読み聞かせ講師派遣事業 [再掲]
・母親・父親になるための準備教室[再掲]	・父親セミナー

イ 地域の教育力の向上

多様で高度な市民の学習ニーズや学習相談に適切に対応できるように、市内全域を学びの場として捉え、地域住民や関係機関との連携を図り、学習機会の一層の推進に努めます。

また、学校と地域とのパートナーシップの下に、学校支援ボランティア事業など地域で学校を支える体制づくりの推進、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供等により、地域の教育力の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
学校支援ボランティア事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員が子どもと向き合う時間の増加や住民等の学習成果の活用機会の拡充、地域の教育力の活性化を図ることを目的として実施する。
父親セミナー	市内の各中学校に、思春期における子育ての在り方や、親の在り方を学ぶ機会として「父親セミナー」の開設を依頼する。
おやじの会活動支援事業	「チーム学校」の一員として大きな役割を果たしている保護者や地域住民の活動を充実させるため、研修会を実施するほか、活動に対する助成を行う。

【その他事業】

事業名	
<ul style="list-style-type: none"> ・少年自然の家事業 ・市民体力づくり事業 (親子ふれあい水泳教室) ・親子ふれあいウィーク ・桜島・錦江湾ジオパーク推進事業 ・かごしま環境未来館における環境学習に関する講座[再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮川野外活動センター管理運営事業 ・海洋性スポーツ事業 ・夏休み親子体験学習教室 ・グリーン・ツーリズム推進事業 ・観光農業公園交流体験事業 ・地球を守るぞ！エコ保育所・幼稚園・認定こども園促進事業

② 良好な居住環境の確保

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、安心な住まいづくりや、環境負荷の軽減に配慮した住まいづくり、子どもの遊び場の確保など住みよい環境づくりに努めるとともに、地域活動の活性化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
安全安心住宅ストック支援事業	既存住宅の安全性を確保し、良質なストックの形成を図るとともに、子育て世帯等の安心な住まいづくりを支援することにより、快適な生活の基盤づくりを促進する。
ゼロエネルギー住宅等整備促進事業	太陽光発電システムとホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）の併置などを行う市民等に対して助成する。
まちなか図書館（仮称）整備事業	千日町1・4番街区の再開発ビル内に「鹿児島市立まちなか図書館（仮称）」を整備する。

【その他事業】

事業名	
・都市公園再整備事業	・都市公園安心安全対策推進事業
・加治屋まちなかの杜公園（仮称）整備事業	・ちびっこ広場の整備

③ 安全な道路交通環境の整備

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動等に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
市道バリアフリー推進事業	「市道バリアフリー推進計画」に基づき、すべての人が安全かつ快適に歩行や移動ができるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等の整備を行う。
交通安全施設整備事業	事故の危険性の高い通学路等において、歩道整備や物理的デバイスの設置等の交通安全施設整備を行い、車両及び歩行者等の通行の安全を図る。
自転車走行ネットワーク形成事業	「鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画」に基づき、自転車の安全で快適な通行の確保や、自転車で走りやすいまちの実現に向けて自転車走行空間を整備する。

【その他事業】

事業名	
・幹線道路整備事業	・無電柱化推進計画事業
・自転車走行ネットワーク形成事業	

④ 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れ等全ての人が安心して外出できるよう、バリアフリーのまちづくりを推進するとともに、公共施設等における多目的トイレや授乳室等の整備促進に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
新交通バリアフリー基本構想推進事業	高齢者・障害者団体の代表や学識経験者、施設設置管理者、公安委員会、市民等で構成する鹿児島市新交通バリアフリー基本構想推進協議会を開催し、構想に位置づけられた事業等の進捗管理を行い、構想の一体的かつ計画的な推進を図る。
公共施設のトイレや授乳室等の整備	公共施設の新設・改修等において、多目的トイレや授乳室など、妊産婦や乳幼児連れに配慮した施設を整備する。

【その他事業】

事業名	
・都市公園安心安全対策推進事業[再掲]	・都市公園再整備事業[再掲]

⑤ 犯罪等の被害から守るための環境の整備

犯罪を未然に防止するため、町内会等が行う防犯灯や街頭防犯カメラの整備を支援し、犯罪のない明るく住み良いまちづくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
防犯灯補助事業	夜間における犯罪防止と市民の通行の安全を図り、明るく住みよいまちづくりを推進するため、防犯灯を設置し、維持管理する町内会等に対し設置費及び電気料の一部を助成する。
街頭防犯カメラ設置費補助事業	地域住民による防犯活動を補完し、安心安全なまちづくりを推進するため、町内会等が行う街頭防犯カメラの設置に対し、設置費の一部を助成する。

【その他事業】

事業名	
・特設防犯灯設置事業	

(8) 児童虐待対策の推進

◆現状と課題◆

- ・児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりではなく、児童が死に至るケースもあり、深刻な社会問題となっています。
- ・全国の児童相談所における児童虐待相談件数は、統計を取り始めた平成2年度以来増加を続け、平成29年度には13万件を超えており、県及び本市においても児童虐待相談件数・認定件数とも増加しています。
- ・本市においては、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を目的とした様々な事業を実施していますが、今後もそれらの施策を総合的に推進していく必要があります。

◆施策の方向◆

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。また、児童相談所の設置検討を進め、児童虐待対策の体制強化を図ります。

◆具体的取組◆

① きめ細やかな相談の実施

児童虐待に関する相談について、家庭児童相談室での相談や育児支援事業による各種相談など、きめ細やかな相談の実施により、保護者に対する適切な助言・指導を行うとともに、継続的な見守りを行うなど、再発の防止に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
家庭児童相談員設置事業	家庭における児童養育上の諸問題に対し、県中央児童相談所や児童委員等と連絡調整を図りながら助言指導等を行う。
育児支援事業(育児相談) [再掲]	保健センターや公民館等で定期的を実施し、母と子の健康や育児に関する相談、子どもの身体測定を行うほか、参加者同士の交流を図る。

【その他事業】

事業名	
・利用者支援事業(基本型)[再掲]	・妊娠・出産包括支援事業[再掲]

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進等に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

~~また、増大する保育需要に対して、確保方策が不足する地域にあっては、既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行することにより、低年齢児の待機児童対策として有効であると考えていることから、需要と供給のバランスを考慮しつつ、移行を進めます。~~

そのため、確保方策が不足する地域にあっては、需要と供給のバランスを考慮しつつ、幼稚園・保育所から幼保連携型認定こども園への移行を進めます。

~~なお、また、幼稚園型認定こども園については、既存の幼稚園において、教育時間終了後に預かり保育を利用する子どもの保育需要に対応できることから、移行を希望する幼稚園が認定こども園の基準を満たす場合、認定することとします。~~

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善、及び保育・幼稚園関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、幼・保・小連絡会等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的な負担軽減に加え、保護者の利便性の向上及び施設の事務負担軽減等の観点を踏まえ、支給の方法や回数など、事務を適切に実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査などの事務については、県や事業者とも連携し、適正な事務の実施に努めます。